

# 埼玉県 A E D 普及推進計画

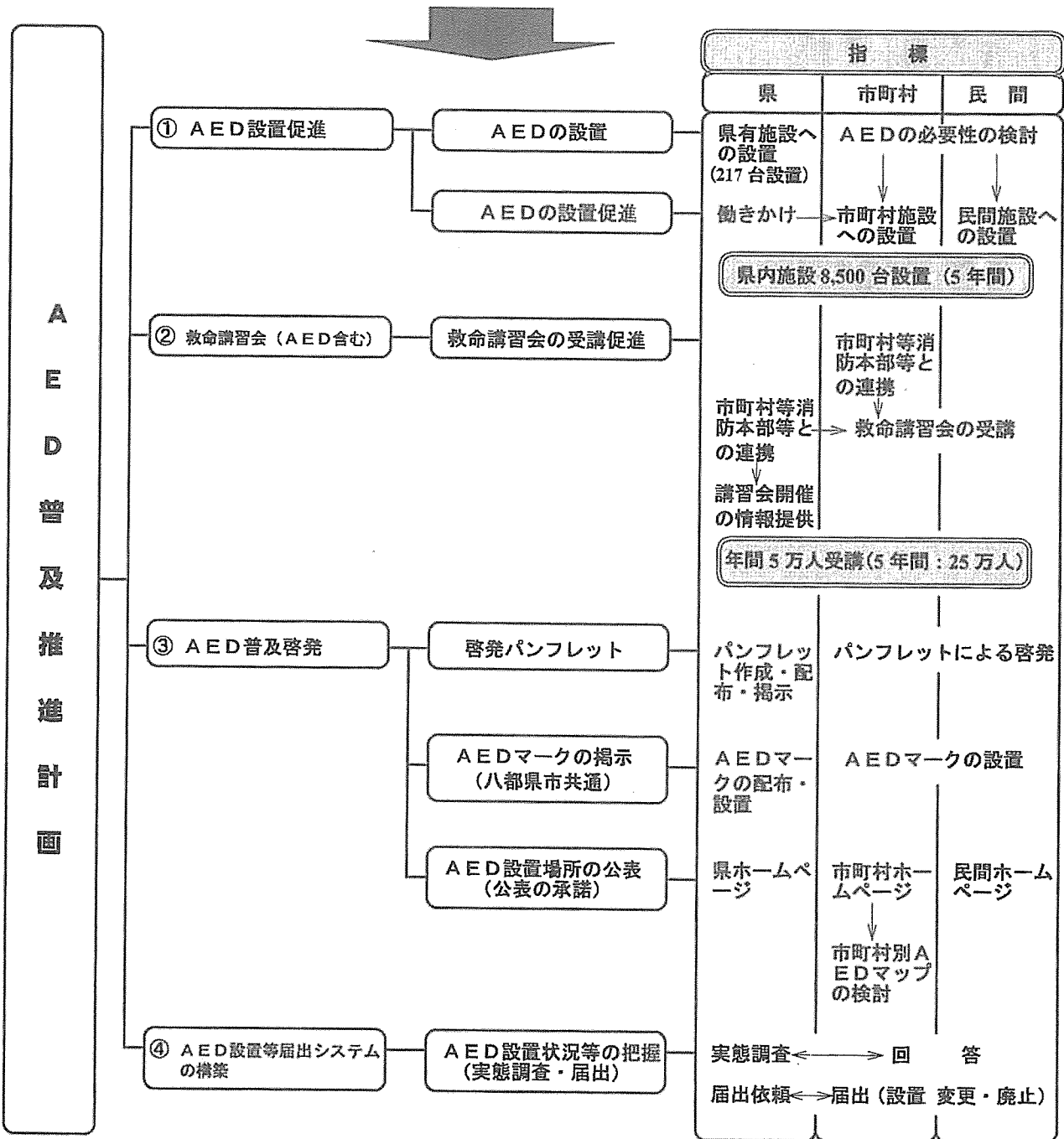
埼玉県  
平成 18 年 7 月

# 1 埼玉県自動体外式除細動器（AED：Automated External Defibrillator）普及推進計画体系

## 埼玉県AED普及推進協議会

### 埼玉県AED普及推進計画

埼玉県AED普及推進ガイドラインの策定（市町村・民間向け）



## 2 計画の概要

### (1) 計画の主旨

埼玉県では、県民が県民を救う基本的な理念として、人命救助の思想を普及するとともに、心肺停止者の救命率の向上を図る。

このため、心肺停止による突然死から県民の尊い命を守るため、公共施設や駅構内、公園施設など県民が多く立ち寄る民間施設などへのAEDの設置促進、効果的に使用するための救命講習会の受講促進、AEDの必要性や有効性の普及啓発及びAED設置等届出システムの構築を図るなど、「埼玉県AED普及推進計画」を定めるものである。

### (2) 計画の構成

この計画は、次の4項目から構成されている。

- ア AEDの設置促進
- イ 救命講習会の受講促進
- ウ AED普及啓発
- エ AED設置等届出システムの構築

### (3) 計画の期間及び目標

この計画は、5年間とし、次の目標の達成に努める。

- ア 県内のAEDの設置が望まれる施設の設置台数  
約8,500台
- イ 救命講習会の受講者数  
約25万人（年間5万人）

### 3 計画の背景

全国では、病院以外で約2万人が突然の心肺停止で亡くなっており、この数は、交通事故死の約2倍にもなっている。また、県内の心肺停止で亡くなっている方は、年間1,820人と推計されている。

心臓発作などによる心臓停止に対する救命処置としては、心肺蘇生法に併せて、AEDの効果的な活用が有効と言われている。

心肺停止後、救命処置が1分遅れると生存率が10%減少し、こうした現状等を踏まえ、平成16年7月から、AEDが一般人（非医療従事者）でも使用できるようになり、多くの救命実績が報告されている。

一方、米国シアトル市は、病院に搬送する前の救命処置の先進地であり、心肺蘇生法の市民普及率は約70%にもなっている。

また、全市的に行われる市民の救急救命体制への高い意識があり、AEDは市内すべての公共施設に配置され、一刻を争う現場では市民の救命活動に大きく貢献している。

県では、シアトル市を将来の目標として、今年度から官民一体となったAEDの設置促進や普及啓発などに取り組むこととした。

この取り組みに当たり、市町村や民間がAEDの設置や運用をバラバラに整備するのではなく、県全体として統一的な整備を図ることとし、このたび、「埼玉県AED普及推進計画」を作成した。

## 4 埼玉県AED普及推進計画（全体計画）

### (1) AEDの設置促進

AEDを設置する等の法令は、現在、日本にはないが、AEDを活用した迅速な救命処置を行える体制を一刻も速く普及させる必要がある。

このため、概ね5年間で、県内全体として、約8,500台のAEDの設置促進を図る。

AEDの設置に当たっては、県や市町村が率先して、公共施設へAEDの設置促進を図る。

また、市町村及び民間施設への普及に当たっては、AEDの設置が望まれる施設や管理方法、表示のあり方など、基本的な考え方をまとめた「埼玉県AED普及推進ガイドライン」を作成し、設置促進を図る。

ア AEDの設置が望まれる施設

- (ア) 県民の方が多く立ち寄る施設（公共施設など）
- (イ) 発生率が高い施設（スポーツ施設など）
- (ウ) 県民の認知度が高い施設（コンビニなど）

イ AEDの設置が望まれる計画台数

区 分	計画台数（5年間）
県 の 施 設	217
市町村の施設	約3,200
民間の施設	約5,100
合 計	約8,500

※ 計画台数は、AEDの設置が望まれる市町村及び民間施設にAED1台とした。

## (2) 救命講習会の受講促進

心肺停止状態の傷病者が発生した救急現場に居合わせた者（バイスタンダー）が、迅速にAEDを用いて除細動を行うことが心肺停止状態の傷病者に有効である。

このため、県民の方がいつでも・どこでも・だれでもがAEDを効果的に使用できるよう、市町村等消防機関や日本赤十字社埼玉県支部など関係機関の協力を得て、年間5万人、5年間で25万人のAEDを含む救命講習会の受講促進を図る。

救命講習会の受講促進に当たっては、県のホームページや広報誌などにより、救命講習会の日程を掲示し、受講促進を図る。

## (3) AED普及啓発

AEDが今だ認知されていない現状にあっては、AEDの機能や操作方法など広く県民に普及啓発を行う必要がある。

このため、AEDの必要性や有効性を理解していただくためのAEDの一般知識や操作方法を記載したパンフレット等を作成し、普及啓発を図る。

また、AEDの設置場所に八都県共通の「AEDマーク」の掲示や県ホームページなどによるAED設置場所が県民に分かる体制整備を推進する。

## (4) AED設置の届出システムの構築

一般県民がAEDを効果的に活用するためには、埼玉県内に設置している場所やAEDの利用方法がだれでもが容易に把握で得きるシステムが必要である。

このため、AED設置者の協力を得て、AEDの設置、変更又は廃止の情報を届出していただく「埼玉県AED設置等届出システム」を構築する。

このデータについては、関係機関への情報提供や県ホームページなどにより公表し、その活用を図る。

## 5 計画の推進

### (1) 埼玉県役割

埼玉県は、埼玉県AED普及推進計画を進める当たり、次の役割を担う。

ア 埼玉県AED普及推進協議会の設置・開催

イ 救命講習会の受講促進

県ホームページなどで講習日程をお知らせし、受講促進を行う。

ウ 県有施設へのAED設置

県有施設に217台設置する。

エ AED普及啓発

率先して普及啓発用パンフレットとAEDマークを作成するとともに、市町村や民間施設と連携し、官民一体となった普及啓発を展開する。

オ AED設置等届出システムの構築

AEDの効果的な活用を図るため、AED設置等届出システムを構築し、その運用を図る。

### (2) 市町村・民間事業者の役割

市町村・民間事業者は、「埼玉県AED普及推進ガイドライン」を参考にして、次の事項の実施に努める。

ア 市町村

(ア) 市町村AED普及推進計画の検討・作成

市町村は、埼玉県AED普及推進計画に準じた市町村AED普及推進計画を作成する。

(イ) 市町村施設へのAED設置促進

AEDの必要性や有効性を検討し、積極的にAEDの設置に努める。

(ウ) 救命講習会の開催及び受講の推進

市町村は、市町村職員がAEDを効果的に使用できるよう、地元消防機関などと連携し、救命講習会を開催するとともに、

救命講習会の受講を推進する。

(I) A E D 普及啓発

市町村は、パンフレットや市町村ホームページ、地域の会合などにより、A E D の必要性や有効性など普及啓発する。

(オ) A E D 設置情報の公表

市町村は、A E D マップの作成や市町村ホームページなどで A E D 設置情報を広く市町村民に公表する。

イ 民間事業者

(ア) A E D の設置促進

民間事業者は、A E D 設置の必要性や有効性を検討し、積極的に A E D の設置に努める。

(イ) 救命講習会の受講促進

民間事業者は、従業員のだれでもが A E D を使用できるよう救命講習会の受講を推進する。



## 《参考》

### 八都県市首脳会議における「AED普及啓発検討会」

平成17年11月16日、埼玉県で開催された八都県市首脳会議において、さいたま市から、八都県市共同でAED普及啓発のための基本方針や共通マニュアルの作成など、AEDの普及啓発の提案があり、平成18年5月15日に八都県市で次の事項などが合意された。

#### (1) AED普及啓発基本方針等の策定

自治体だけでなく、各種団体や民間企業にAEDの普及推進を図るため、AED普及啓発基本方針及びマニュアルを策定する。

#### (2) 自治体職員の救命講習会の受講促進

自治体職員が率先して救命講習会を受講し、救命に取り組む。

#### (3) 八都県市共通の「AEDマーク」の作成

八都県市共通の「AEDマーク」を作成し、AED設置場所を明示する。

#### 《参考：八都県市首脳会議メンバー》

八都県市首脳会議は、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市の首長がメンバーとなっている。

# 埼玉県AED普及推進ガイドライン

埼玉県  
平成18年7月

(省略)

# 埼玉県 A E D 設置等届出システム

埼 玉 県  
平成 1 8 年 7 月

## 1 埼玉県AED設置等届出システムの目的

このシステムは、埼玉県内に設置されているAEDの設置場所や利用方法がだれでもが容易に把握でき、活用できるようにするため、AED設置者の協力を得て、AEDの設置、変更又は廃止の情報を届出していただく「埼玉県AED設置等届出システム」を定めたものである。

## 2 埼玉県AED設置等届出システムの概要

別紙のとおり

## 3 届出対象施設

埼玉県内のAEDを設置している全ての施設及び新たに設置する施設を対象とする。

## 4 システムの運用開始時期

平成18年12月から実施する。

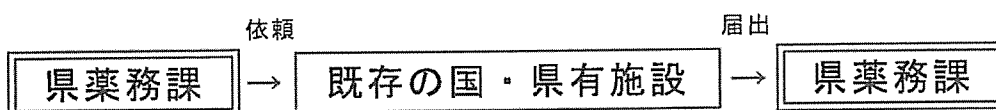
## 5 埼玉県AED設置等届出システムの運用方法

### (1) システムの周知

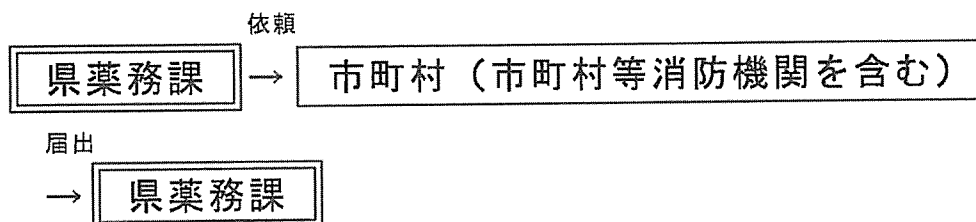
県薬務課は、埼玉県内のAEDを設置している施設及び今後設置する施設に対し、県ホームページや関係団体への通知などにより、本システムの周知徹底を図る。

### (2) 県内AED設置者への周知及び届出ルート

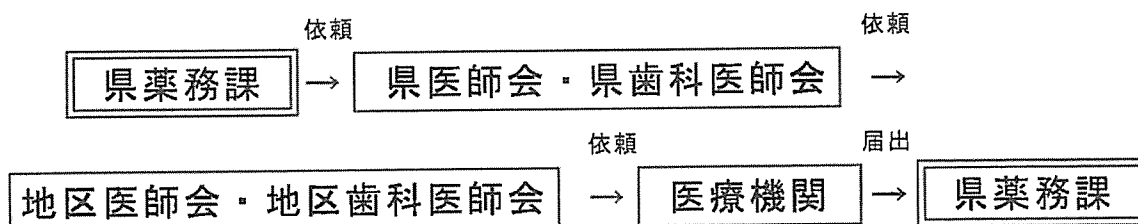
#### ア 国有施設及び県有施設



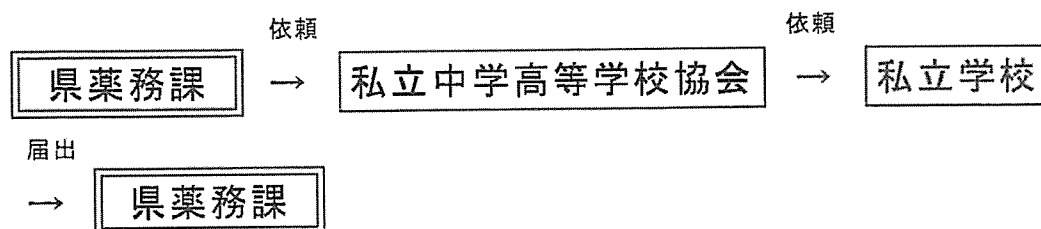
#### イ 市町村施設（市町村等消防機関を含む）



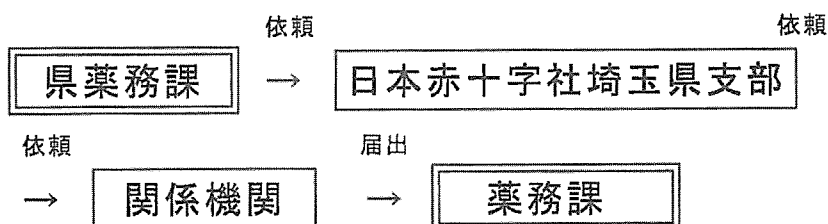
#### ウ 医療機関（医師会への協力依頼）



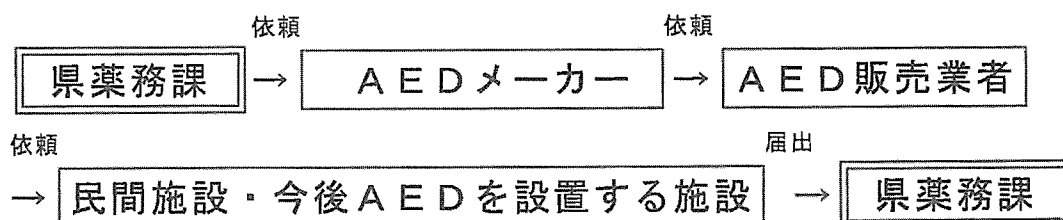
#### エ 私立学校



オ 日本赤十字社埼玉県支部関係機関（日赤への協力依頼）



カ 民間施設・今後AEDを設置する施設（AEDメーカー及び販売業者への協力依頼）



### (3) AED設置・変更・廃止の届出方法

AED設置者は、AEDを設置、変更又は廃止する施設は、事由が生じた後、次の様式を用いて、速やかに県薬務課にEメール又はFAXにより届出を行う。

届 出	様 式
設置届書	別紙様式1
変更届書 ※	別紙様式2
廃止届書	別紙様式3

※ 変更届が必要な事項は、①所在地の変更、②設置場所の変更、③使用可能な曜日・時間の変更、④電話番号の変更とする。

#### (4) 届出システムの運用管理

##### ア データ管理（台帳管理）

県薬務課は、届出を受理し、一括して「埼玉県AED設置管理台帳」（別紙）で、データの管理を行う。

#### (5) 活用方法等

##### ア 関係機関との届出情報の共有化

AEDの届出情報が緊急時の応急処置に役立つよう、県薬務課は、市町村消防機関等に届出情報を提供する。

##### イ ホームページによる公表

県薬務課ホームページなどにより、AED設置場所等の届出情報を広く県民に提供する。

なお、県は、情報の公表に当たり、AED設置事業者に施設に公表の可否を確認する。

##### ウ 医療機関の公表

AEDを効果的に活用を図るため、可能な限り、公表できるように配慮をお願いする。

なお、医療機関の場合、「AEDの使用可能な曜日・時間」について、不定期的な曜日・時間が想定されるので、「診療時間中のみ使用可能」の表現でも構わない。

様式 1

F A X 送信票 (設置届用)

平成 年 月 日

自動体外式除細動器 (A E D) 設置届出書

埼玉県保健医療部薬務課長 様  
 (E-メール: a3620-01@pref.saitama.lg.jp)  
 (FAX: 048-830-4806)

住所又は主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_  
 (個人の場合は住所)

氏名又は主たる事務所の名称 \_\_\_\_\_  
 (個人の場合は氏名)

下記のとおりAEDを設置しましたので、AEDの設置について届出をします。  
 記

設置場所	施設の名称(個人の場合は氏名)		
	設置場所の所在地(住所)		
	設置位置(場所)		
	管理担当課(係・所)		
	担当者氏名		
	電話番号		
A E D	メーカー名	日本光電・フィリップス・メドトロニック その他( )	
	機種名		
	電極パッドの種類	大人用 ・ 小児用 ・ 両方	
	購入・リース等の別	購入・リース・その他( )	
	設置時期		
公表	設置場所の公表の可・否		可 ・ 否
	AED使用 可能な曜日 等	曜日	
		時間帯	

※ AEDを効果的に活用を図るため、可能な限り、公表できるよう御配慮くださるようお願いいたします。

「太字部分」が公表する項目です。(担当者名等は公表しません。)

※ 医療機関の場合、「AEDの使用可能な曜日・時間」について、不定期な曜日・時間が想定されますので、「診療時間中のみ使用可能」の表現でも構いません。

※ 埼玉県保健医療部薬務課あてにE-メール(a3620-01@pref.saitama.lg.jp)又はFAX(048-830-4806)送信をお願いします。

問い合わせ先電話番号(薬務課): 048-830-3624



## 【記入例】

様式 1

### F A X 送信票（設置届用）

平成 1 8 年 1 2 月 1 日

### 自動体外式除細動器（A E D）設置届出書

埼玉県保健医療部薬務課長 様  
 (E-メール: a3620-01@pref.saitama.lg.jp)  
 (FAX: 048-830-4806)

住所又は主たる事務所の所在地 さいたま市浦和区高砂〇-〇-〇

(個人の場合は住所)

氏名又は主たる事務所の名称 株式会社埼玉商事

(個人の場合は氏名)

下記のとおりAEDを設置しましたので、AEDの設置について届出をします。  
記

設置場所	施設の名称(個人の場合は氏名)	株式会社浦和商事 浦和営業所	
	設置場所の所在地(住所)	さいたま市桜区上大久保〇〇〇-〇	
	設置位置(場所)	営業所1F受付横	
	管理担当課(係・所)	総務部総務係	
	担当者氏名	埼玉 コバトン	
	電話番号	048-830-〇〇〇〇	
A E D	メーカー名	日本光電・フィリップス・メドトロニック その他( )	
	機種名	AED-9200	
	電極パッドの種類	大人用 ・ 小児用 ・ 両方	
	購入・リース等の別	購入・リース・その他(借用 )	
	設置時期	平成18年4月	
公表	設置場所の公表の可・否	可 ・ 否	
	AED使用 可能の曜日 等	曜日	○ 月～土曜日は使用可能 ○ 日曜、休日、年末年始(12/28～1/5) ・ 夏休み(8/13～8/15) 使用不可
		時間帯	○ 9:00～17:00 ○ 土曜日は9:00～12:00まで

※ 埼玉県保健医療部薬務課あてにE-メール(a3620-01@pref.saitama.lg.jp)又はFAX(048-830-4806)送信をお願いします。  
 問い合わせ先電話番号(薬務課): 048-830-3624

様式 2

F A X 送 信 票 ( 変 更 届 用 )

平成 年 月 日

**自動体外式除細動器 ( A E D ) 変 更 届 出 書**

埼玉県保健医療部薬務課長 様  
 (E-メール : a3620-01@pref.saitama.lg.jp)  
 (FAX : 048-830-4806)

住所又は主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_  
 (個人の場合は住所)  
 氏名又は主たる事務所の名称 \_\_\_\_\_  
 (個人の場合は氏名)

下記のとおり A E D の設置場所等を変更しましたので、変更の届出をします。  
 記

施設の名称 (個人の場合は氏名)			
設置場所の所在地 (住所)			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		平成 年 月 日	
備 考			

※ 埼玉県保健医療部薬務課あてにE-メール (a3620-01@pref.saitama.lg.jp) 又は FAX (048-830-4806) 送信をお願いします。  
 問い合わせ先電話番号 (薬務課) : 048-830-3624

## 【記入例】

様式 2

### F A X 送信票 (変更届用)

平成18年12月1日

## 自動体外式除細動器 (A E D) 変更届出書

埼玉県保健医療部薬務課長 様  
 (E-メール: a3620-01@pref.saitama.lg.jp)  
 (FAX: 048-830-4806)

住所又は主たる事務所の所在地 さいたま市浦和区高砂〇-〇-〇  
 (個人の場合は住所)  
 氏名又は主たる事務所の名称 株式会社埼玉商事  
 (個人の場合は氏名)

下記のとおりA E Dの設置場所等を変更しましたので、変更の届出をします。  
 記

施設の名称(個人の場合は氏名)	株式会社浦和商事 浦和営業所		
設置場所の所在地(住所)	さいたま市桜区上大久保〇〇〇-〇		
変更内容	事 項	変更前	変更後
	設置場所	営業所1F受付横	営業者1F医務室内
	A E D使用可能時間	9:00~17:00	9:30~17:30
変 更 年 月 日	平成18年〇〇月〇〇日		
備 考			

※ 埼玉県保健医療部薬務課あてにE-メール (a3620-01@pref.saitama.lg.jp) 又はFAX (048-830-4806) 送信をお願いします。  
 問い合わせ先電話番号(薬務課): 048-830-3624

様式 3

F A X 送 信 票 ( 廃 止 届 用 )

平成 年 月 日

自動体外式除細動器 ( A E D ) 廃止届出書

埼玉県保健医療部薬務課長 様  
(E-メール : a3620-01@pref.saitama.lg.jp)  
(FAX : 048-830-4806)

住所又は主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_  
(個人の場合は住所)  
氏名又は主たる事務所の名称 \_\_\_\_\_  
(個人の場合は氏名)

下記のとおりAEDの設置を廃止しましたので、廃止の届出をします。

記

施設の名称(個人の場合は氏名)	
設置場所の所在地(住所)	
廃止年月日	
備 考	

※ 埼玉県保健医療部薬務課あてにE-メール (a3620-01@pref.saitama.lg.jp) 又はFAX (048-830-4806) 送信をお願いします。  
問い合わせ先電話番号(薬務課) : 048-830-3624